

平成27年4月21日

県民生活・環境部環境企画課

## 野生鳥獣の肉の放射性物質の検査結果について

県内で捕獲されたツキノワグマの肉について新潟県が検査したところ、結果は以下のとおりでした。

なお、県内（佐渡市及び粟島浦村を除く。）において捕獲されたクマ肉については、当分の間、出荷が制限されています。

野生鳥獣について、引き続き検査を実施します。

（検査機関：一般社団法人 県央研究所）

品目	捕獲場所	検査日	検査結果（単位：ベクレル/kg）			
			放射性セシウム			放射性ヨウ素
			セシウム134	セシウム137	計	
ツキノワグマの肉	糸魚川市	4月21日	検出されず (2.9未満)	検出されず (3.2未満)	検出されず (6.1未満)	検出されず (2.3未満)
ツキノワグマの肉	糸魚川市	4月21日	検出されず (2.8未満)	検出されず (3.1未満)	検出されず (5.9未満)	検出されず (2.0未満)
ツキノワグマの肉	五泉市	4月21日	検出されず (3.3未満)	7.7	7.7	検出されず (2.6未満)

食品衛生法の規格基準（一般食品）	100	基準なし
------------------	-----	------

注 カッコ内の数値（「○未満」の○）は検出限界値\*です。表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が○ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

\*検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

本件についてのお問い合わせ先

県民生活・環境部環境企画課  
課長補佐：長谷川 修治  
(直通)025-280-5691 (内線)2691